

平成30年11月7日

デジタルデータソリューション株式会社
代表取締役 熊谷 聖司 殿

〒260-0013
千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
理事長 拝 師 徳 彦



再申入書

冠省

先日、貴社が運営する「デジタルデータリカバリー」のHP広告についての改善状況を確認させていただきました。

平成30年6月12日付でいただいた回答書に基づき改善が行われている部分があることを確認致しました。貴社の御対応に感謝申し上げます。

一方で、一部表記については、以下のとおり、未だ問題があると言わざるを得ない表現となっておりますので、再度申入れを致します。平成30年12月20日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

1 まず、トップページには、「当社独自技術」という表現が未だにございます。

また、そのリンク先の「独占技術での復旧実績多数あり」ページでは、貴社の技術が具体的に記載されておりますが、貴社の技術員がランク分けされている部分については、以下のとおり問題があると考えております。

先の申入書でも触れましたが、景表法5条1号は、自己の供給する商品又は役務の内容や取引条件等について、実際のもの又は競争事業者のものよりも、著しく優良であると示すこと（「優良誤認表示」）を禁止しております。また、この点も先の申入書で触れましたが、自社のサービスを他所のサービスと対比することで自社の優位性を強調する「比較広告」については、消費者庁『比較広告に関する景品表示法上の考え方』（平成28年4月1日改正、以下「ガイドライン」と言います。）が、適正な比較広告の要件の一つとして、「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」を挙げております。

この点、貴社の技術員のランク分け基準は、貴社独自の基準に基づくものようであり、比較広告で主張する内容が客観的に実証されているとは言えません。それにもかかわらず、

貴社の技術員(特にS・Aランクの技術員)は明らかに他社より優れているかのような表記になっております。これは明らかに上記ガイドラインに違反するもので、景表法5条1号の禁止する優良誤認表示に当たります。

つきましては、かかる記載については、景表法の趣旨を念頭に、再修正をご検討いただければと思います。

2 次に、データ復旧率の算出方法の記載についても、以下のとおり未だ問題があるものと考えます。

上記のとおり、優良誤認表示は景表法上禁止されております。

この点、貴社の新たなデータ復旧率算出方法は、算出根拠をある程度具体的に記載しておりますが、96.2%という確率を算出するにあたって、一部事例(貴社分類によるS・Aランク)を除外している上、除外しているS・Aランクの件数やS・Aランク事例の復旧率を公表していないことから、一般消費者が、96.2%という数字だけを見て、貴社の技術が他社より優れているものと誤信する危険が高いと言えます。

また、S・Aランクの事例を「他社復旧不可」事例であると断定していることなどは、上記のとおり客観的に実証されていない比較広告にあたり、景表法上の優良誤認に当たり得る記載となっております。

つきましては、かかる記載については、景表法の趣旨を念頭に、再修正をご検討いただければと思います。

なお、スマートフォン用のHPのトップページには、データ復旧率の算出方法の記載がないようです。こちらの表記についても、ご確認の上、ご修正いただければと思います。

3 この他にも、検索エンジンでの検索結果表示には、未だに「完全成功報酬制」「当社だけの独占復旧技術」などの表記が行われる場合があるようです。この点についても、速やかにご修正いただければと思います。

草々